

町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年(2019 年)2 月 20 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例（平成30年7月町田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「1年」を「2年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

町田市子どもセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して<u>2年</u>を超えない範囲内において町田市規則で定める日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して<u>1年</u>を超えない範囲内において町田市規則で定める日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>2 略</p>